

<別紙2：規制改革・民間開放推進会議「第1次答申 - 官製市場の民間開放による『民主導の経済社会の実現』 - 」中「市場化テスト」関連部分抜粋>

.民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト(官民競争入札制度)」

【問題意識】

1 「市場化テスト(官民競争入札制度)」の内容及び意義

(1)「市場化テスト」の概要

「市場化テスト」とは、官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組みである。すなわち、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度である。

同制度は、多くの先進諸外国(米・英・豪等)において、既に実施されているところである。また、我が国の民間企業でも、社内生産と外注生産との費用・便益を比較考量することで、最適な生産活動を行っている。限られた財源の下で、国民に質の高い公共サービスを提供するためには、官業(国(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む)及び地方公共団体の全ての事業をいう。以下同じ。)についても、民と同様の考慮が求められている。

これまで、我が国においては、官業のうち、施設の清掃や警備等の定型的な業務については民間に委託されている場合も多いものの、企画・立案も含めたコアとなる公共サービス分野については、その民間開放はほとんど進展していない。こうした民間委託を超えて、包括的な公共サービスの民営化や民間譲渡等、官から民への事業移管を加速化するための横断的な手法として、市場化テストを適切に導入し、平成18年度から本格的に実施していく必要がある。

(2)「市場化テスト」の類型

「市場化テスト」は、以下の2つの類型に大別できる。

委託先競争型

ある官業の全部又は一部について、その委託を受ける候補先として、官(独立行政法人、特殊法人等)と民との間で競争入札を行うもの。

さらに、委託の内容についても、(ア)サービスの対価たる公共料金の設定等まで含めた包括的な経営全般の管理等委託を受ける場合と、(イ)そうでない業務委託の場合とに細別できる。

譲渡先競争型

ある官業の全部又は一部について、これまで当該事業の担い手であった官自身と、譲渡候補先である民との間で、競争入札を行うもの。

この場合であっても、競争入札の結果、(ア)官が落札する場合と、(イ)民が落札する場合が想定され、当該事業の担い手であった官において、民営化・民間譲渡といった措置を講ずることが必要となる場合もある。

(3) 我が国におけるこれまでの検討経緯

「市場化テスト」の導入については、これまで以下のとおり政府において検討が進められてきている。

「規制改革の推進に関する第3次答申(平成15年12月22日 総合規制改革会議。これを受け、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日)を閣議決定。)

市場化テスト【平成16年度中に措置】

「市場化テスト(Market Testing)とは、官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する民間事業者が存在する場合に、公平な競争条件の下、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札する制度であり、英、豪、オランダ、デンマーク、スウェーデンといった国々で現に実施されている。我が国においても、官民間の公平な競争条件を担保するため、海外の事例も参考としながら、国民生活の安全面の確保等に関する行政責任の在り方についての観点に留意しつつ、「市場化テスト」(官民間の競争入札制度)の導入について調査・研究を行うべきである。」

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)

「官でなければできない業務の範囲を明確にするための「市場化テスト」や、民間開放に関する数値目標の設定等、民間開放推進のための制度を早期に導入するため、平成16年度中に制度設計を行うとともに、平成17年度の試行的導入に向けて検討を進める。」

これらを踏まえ、当会議は、8月3日に本年度の「中間とりまとめ」を決定・公表し、この中で、「市場化テスト」の導入に向けた基本方針、「市場化テスト」の実施プロセス、今後の検討スケジュール等に関する提言を行った。

「市場化テスト」は、民間開放を横断的に推進する手法であり、小泉内閣総理大臣からは、本年9月10日の経済財政諮問会議において、「まずは平成17年度に試行的に導入するモデル事業を成功させていただきたい」との指示があった。また、経済財政諮問会議においては、公共職業安定所（ハローワーク）や社会保険庁が実施している事業について、モデル事業の対象とすべきとの議論もなされてきた。

これらを受け、当会議は、10月18日から11月17日にかけて、モデル事業の対象事業等について、広く民間事業者等からの提案を募集した。その結果、75の提案主体から119の提案が寄せられたところである。（別添参照）

このように多岐・多数の民間提案が寄せられたことは、「市場化テスト」に対する民間の期待が極めて大きいことの証左と評価できる。また、本年11月25日の経済財政諮問会議において、小泉内閣総理大臣から、「この「市場化テスト」、思い切りやってください」との指示があった。

【具体的施策】

構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、下記1に示す「市場化テストに関するガイドライン」を踏まえつつ、「市場化テスト（官民競争入札制度）」の本格的導入に向け、法的枠組み（「市場化テスト法（仮称）」）も含めた制度の整備を検討する。

また、下記2に示すモデル事業を、平成17年度において試行的に実施する。

なお、今般提出された民間提案のうち、平成17年度に実施するモデル事業の対象とならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う必要がある。

1 「市場化テスト」に関するガイドライン

本ガイドラインは、「市場化テスト」（官民競争入札制度）のモデル事業を実施し、また本格的導入に向けた制度を検討する上での指針として、市場化テストに関する基本的な考え方を示すとともに、実施に関する一連の手続について、その流れを概説し、それぞれの手続における留意点を示すものである。

なお、市場化テストの今後の検討・実施状況等を踏まえ、必要に応じ、本ガイドライ

ンを改訂することとする。

(1)「市場化テスト」の内容及び意義

「市場化テスト」とは、官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組みである。すなわち、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度である。

これまでも、官業のうち、個々の事業については、その民営化等の取組が行われてきた。また、PFI制度、指定管理者制度、構造改革特区制度等、民間開放に関する横断的な取組も部分的に行われてきているが、各々の制度については、様々な限界が指摘されている。

このため、市場化テストを新たな横断的取組として実施し、民間開放を適切に実施していく。

(参考：既存制度)

PFI制度

従来、官が行ってきた、公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）について、民間の資金やノウハウ等を活用してこれらを行う社会資本整備の手法として、平成11年に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」（平成11年法律第117号）が制定された。以来、国の事業で17件、地方公共団体等を含めると172件が実施され、一定の効果をあげてきている。（平成16年11月末現在）

しかしながら、(ア)国や地方公共団体等の公的主体を「管理者」と位置づけた、いわゆる「公物管理法」に基づく道路、河川、空港、港湾、都市公園、下水道等については、PFI法に基づく選定事業者であっても、公共施設等の管理運営等のうち行うことができない事務がある、(イ)国や地方公共団体によるPFI選定事業者の選定手続や選定基準が、PFI法の趣旨である民間の創意工夫が発揮できる制度とは必ずしもなっていない、等といった指摘がなされている。

指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、同年9月から施行されている「指定管理者制度」とは、これまで地方公共団体の有する公の施設の管理・運営については、一定の要件を満たした第3セクター等にしか認められていな

かったところであるが、平成 14 年度の総合規制改革会議の答申等を受け、「指定管理者」としての民間事業者一般にこれを容認したものである。

同制度については、(ア)地方公共団体の施設に限定されており、国等の施設は対象外となっている、(イ)公物管理法等との法的整理が行われていないため、全ての地方公共団体の公の施設について管理・運営を行うことができるわけではない、等といった指摘がなされている。

構造改革特区制度

構造改革特区制度は、各地域の特性に応じた規制の特例措置を講じ、構造改革の推進や地域の活性化を図る制度である。平成 14 年に構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）が制定され、以来、475 件の特区計画が認定されている。（平成 16 年 12 月現在）

同制度については、短期間で規制改革が実現する、民間の提案による規制改革が実現できる等といった効果が指摘される一方、(ア)当面の間はあくまで地域における特例措置に止まる、(イ)民間は、地方公共団体に対し、特区計画の案の作成についての提案は可能であるが、認定申請は、地方公共団体のみで、民間が直接行うことはできない、等といった指摘がなされている。

(2) 「市場化テスト」の本格的導入に向けた基本方針

市場化テストの本格的導入に向けて、以下の点を基本方針とし、法的枠組み（「市場化テスト法（仮称）」）も含めた制度の整備を検討する。

また、市場化テストの推進母体の在り方につき検討し、必要な措置を講ずることとするが、市場化テストの企画立案・推進のため、内閣府（規制改革・民間開放推進室等）において、企業経営や具体的事業に通じた民間の人材を、平成 16 年中から積極的に活用する。

国の事業についての先行実施

市場化テストの検討対象は、国（各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。以下同じ。）及び地方公共団体の全ての事業（以下「官業」という。）とする方向で引き続き検討を深めるが、当面は、地方公共団体の事業に先行して、国が率先し、自らの事業を対象とした市場化テストの制度整備を行う。

併せて、国は、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行う。

民間提案等に基づく幅広い対象事業

市場化テストの検討対象となり得る事業は、全ての官業とする。
対象事業の決定に当たっては、民間事業者等からの提案を、毎年定期的に幅広く受け付け、これらを尊重しつつ、可能な限り幅広い事業を、政府において決定する。

法的枠組みを含めた制度の検討

市場化テストの本格的導入に向け、以下の観点から、法的枠組みを含めた制度の整備を検討する。

ア 関連する規制改革等

市場化テストの対象となる事業に関して、公物管理法やその他業法・管理法に関する規制の存在等により、民間参入が困難な場合もあり、その際は、所要の制度改正を行う必要がある場合もある。また、官民間の競争条件の均一化を確保することが必要となる場合もある。

したがって、民間事業者等からの提案に基づき官業の民間開放をより効率的に実現するため、(ア)当該事業の実施を阻害している諸規制の緩和措置や、(イ)官民間の競争条件の均一化措置等を伴う法的枠組みを含めた制度の整備を検討する。

イ 官民競争を前提とした入札制度

現行の入札諸手続は、官が民から調達することを念頭に置いており、必ずしも官と民との間の競争を想定しているものではない。官民競争を真に実現するため、政府調達協定を踏まえつつ、現行の入札諸手続を規定する法令等について特例措置を設けること等につき、速やかに検討し、市場化テストの本格的導入までに必要な措置を講ずる。

官業に関する情報開示

官民間の競争を真に実現するため、市場化テストの対象となる官業について、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。

競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備

官民間の競争条件の均一化等が継続的に確保されるようにするため、透明性・中立性・公正性の観点から、市場化テストの実施プロセスに対し、中立的な第三者機関が監視等を行う。

(3)「市場化テスト」の実施プロセス及び留意点

市場化テストの本格的導入に向けて、国の事業については、以下の諸点を踏まえ制度設計を進める。

対象事業の決定

政府において、毎年度、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、市場化テストの対象とする事業及びこれに伴い講ずべき措置（関連する規制改革及び官民間の競争条件均一化措置等）をリスト化し、決定・公表する。

官民競争入札の実施に向けた方針の決定・公表等

政府において、決定された対象事業について、官民競争入札の実施に関する方針を策定し、これを公表する。

当該方針には、民間事業者等の入札参加に向けた検討に資するように、また、公共サービスの適切な提供を担保するために、例えば、（ア）対象事業に関する事項（具体的な対象事業の範囲、契約期間等）（イ）関連する規制改革及び官民間の競争条件均一化措置の内容、（ウ）落札者選定に関する事項（サービスのコスト削減及び質向上を実現し得る評価基準の具体的な内容、入札参加者の具体的な要件、選定スケジュール等）（エ）事業実施に関する事項（契約条件の具体的な内容等）（オ）モニタリングに関する事項（時期、頻度、具体的事項等）（カ）公共サービスの確実な提供の担保に関する事項、（キ）民間事業者等に開示する情報の具体的な内容、（ク）官内部における競争上不公正な情報交換を遮断するための措置に関する事項を含むものとする。

なお、契約期間は、原則として複数年度とすることが望ましい。

また、民間事業者等の創意工夫が極力発揮されるよう、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、具体的な仕様等の特定については必要最小限に止めるものとする。

評価基準は、客観的なものとし、その本来の目的にかんがみ、サービスの質・価格等に着目した総合的な基準を適用する。

契約条件には、事業実施に当たり求められる具体的なサービスの水準を可能な限り定量的に示すとともに、必要に応じ官民間のリスク分担の具体的な内容等を含むものとする。

各府省は、入札参加に向け検討する民間事業者等から質問があった場合には、これに適切に応ずるものとする。

官民競争入札の実施、結果評価・落札者の決定

各府省は、上記方針に基づき、入札に関する公告を行う。

民間事業者等から質問があった場合には、各府省は、これに適切に応ずるものとする。

る。

民間事業者等及び対象事業をこれまで実施してきた各府省の部局であって入札に参加する意向を持つ部局の責任者は、上記公告を受け、官民競争入札に参加する。なお、官の入札への参加に当たっては、官自らの改善努力を織り込むことも当然認められるが、下記のとおり、官が落札した場合には、民が落札した場合と同様に、落札条件に従って事業を実施する必要がある、モニタリングを受けるものとする。また、当該事業に要する直接的な費用に加え間接的な費用を活動基準原価計算等の考え方をを用いて適切に算入するとともに、補助金・免税額等についても算入し、官民間で競争条件の均一化が図られるよう措置するものとする。

官及び民の提案は、その内容が認知できない方法により保管される。

また、予め定め、公表した評価基準に従い、落札者を決定し、公表する。

契約の締結、事業の開始等

民間事業者等が落札した場合には、各府省は、上記方針に基づき、当該落札者と契約を締結する。

また、当該事業がスムーズに実施されるよう、官民間及び民間の引継ぎ等を適切に実施する。

落札者が官である場合には、契約の締結は要さないが、その落札条件に従い、当該事業を実施するものとする。

継続的なモニタリング

落札者は、定期的に、落札条件・契約条件に基づきサービスを提供しているか否か等についてのモニタリングを受ける。

落札者が官である場合にも、同様にモニタリングを受けるものとする。

また、一定期間後に、再入札を実施する。

公務員等の処遇等

民間事業者等が落札した場合には、その事業に従事していた公務員等の処遇について、各府省横断的な配置転換や、落札した民間の希望等も勘案した民間事業者等への移転を図ること等、スムーズな公務員等の配置転換・移転が行われる仕組みを当会議を中心に検討し、各府省とも密接に連絡・調整しつつ、市場化テストの本格的導入までに整備する。

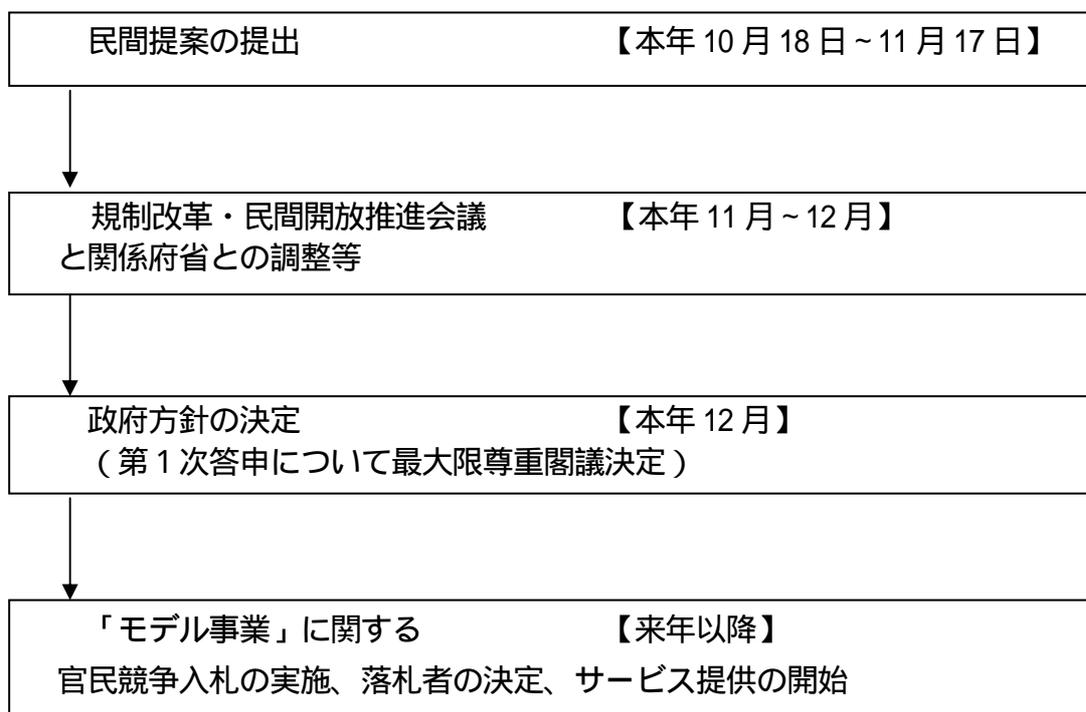
(4) 「市場化テスト」のモデル事業（平成17年度における試行的導入）について

上記(2)及び(3)を踏まえ、地方公共団体の事業に先行して、国が率先し、自

ら（各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。）の事業を対象として、平成 17 年度にモデル事業を実施する。

モデル事業の対象事業については、本年 10 月 18 日から 11 月 17 日にかけて、当会議において、民間事業者等からの提案を幅広く受け付けたところであり、これらを踏まえ、下記 2 掲記の各事業をモデル事業の対象とする。なお、モデル事業の実現のために現行法の改正等が必要な場合には、次期通常国会において、所要の法改正等を措置する。

（参考 モデル事業の実施プロセス）



上記方針に基づき、改めて官・民からの入札参加者を募り、入札を実施する。
なお、モデル事業については、官が入札に参加せず、民の間だけの競争入札となるものの、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較が可能となり、競争環境が創出されるという、特例的な場合も想定される。

原則として、上記(3) から を踏まえ、所要の措置を講ずる。

なお、市場化テスト制度の本格的導入に向けて、必要な第三者機関の機能は、当会議が実施する。

落札者の評価・決定に当たっては、公共サービスのコスト及び質を中心に、今回民間提案を提出した民間事業者等に対し、その提案の評価を行う。

2 平成 17 年度に試行的に導入するモデル事業

構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、当会議が本年 10 月 18 日から 11 月 17 日にかけて募集した民間提案を踏まえ、下記に示すモデル事業を平成 17 年度において適切に実施する。

なお、各事業の実施に当たっては、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。あわせて、民間事業者等が落札した場合に、その創意工夫が最大限発揮できるよう、また、官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう、必要な措置を講ずるものとする。

下記モデル事業を実施することにより、当該事業について民間開放によるサービスの質向上及びコスト削減を目指すとともに、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較を行うことが可能となり、一定の意義があるものと考えられる。

他方、当会議が本年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案では、多種多様な提案が多数提出されており、民間の参入意欲は極めて大きい。下記モデル事業は、こうした民間提案を全て実現したものとはなっておらず、これらのモデル事業については、官民の実施状況等を的確に評価し、民間事業者等が実施しているものの方がコスト・質の面で優れている場合には、市場化テストの趣旨に則って、実施対象の拡大等を行うことが必要である。

その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。

(1) ハローワーク（公共職業安定所）関連

ア キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

「キャリア交流プラザ」は、ハローワークの組織として現在全国に15箇所設置されており、求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援事業（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）を実施している。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、全国15箇所の「キャリア交流プラザ」のうち5箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」（国等の設置した施設について、これを民間事業者

等に対し包括的に管理・運営委託させる方式。以下同じ。)を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。

なお、民間事業者等が落札した場合には、当該民間事業者等の知見・ノウハウにより、官が引き続き実施する事業と比べてどのような効果がサービスの質向上やコスト削減の面で実現できたかを評価していくことが重要となる。このため、当該民間事業者等の事業運営については、官が引き続き実施する事業との間で、透明・中立・公正な比較検証が可能となるよう措置することが必要である。したがって、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。なお、この求人情報については、求人者が了解するものに限定されるが、その際、求人者に対して、求人情報を活用する民間事業者等が、その情報を当該委託事業の目的以外に使用することを禁じる守秘義務が課されていることを明確にする。

イ 若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

上記アに加え、若年者である求職者を対象に、職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設(1箇所)の運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。なお、上記アと同様に、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。

ウ 求人開拓事業の民間開放

各ハローワークの求職動向を踏まえた求人開拓事業について、3地域を対象に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。

エ アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放

「アビリティガーデン」(生涯職業能力開発促進センター)は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する施設として、現在、ホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの研究開発及び実際の職業訓練の実施を行っている。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業(職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む)を市場化テスト(モデル事業)の対象とする。

なお、具体的な職業訓練の内容（講座の設定や運営、施設の有効活用等）については、民間事業者等が落札した場合にはその創意工夫が最大限発揮されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（２）社会保険庁関連

以下事業について、モデル事業として各５箇所の社会保険事務所、２箇所の年金電話相談センターにおいて実施する。

ア 国民年金保険料の収納事業

国民年金保険料の納付率が大幅に低下していることにかんがみ、国民年金保険料の収納事業（納付督促から滞納処分までの一連の事務。但し、所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は引き続き社会保険庁が実施）を包括的に市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する保険料未納者に係る情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。

イ 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業

厚生年金保険、政府管掌健康保険は、原則法人若しくは従業員５人以上の個人事業所について加入義務が課されている。しかしながら、厚生年金保険、政府管掌健康保険からの違法な脱退が相次ぎ、また、新たに事業を起こしても、加入しないケースが増加しているとの指摘がなされており、早急にその未加入の実態を把握し、これら事業所に対して適用を促進する必要がある。

したがって、厚生年金保険、政府管掌健康保険の適用促進事業を市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する未適用事業所に関する情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。

ウ 年金電話相談センター事業

現在、社会保険庁では、社会保険事務所の窓口や電話において年金相談を実施（平成16年7月1日時点で年金相談に従事する職員数は非常勤職員含めて約2,100名、そのうち年金電話相談センターに従事する者は約300名）しているが、利用者たる国民の立場に立ったサービスの提供がなされていないとの指摘がある。今後、団塊の世代が年金受給者となるにつれ、年金相談件数が更に増加することが予想される中、特に、今後相談件数が増加することが予想される年金電話相談センター事業について、包括的に市場化テストの対象とする。

(3) 行刑施設関連

現在、全国には59所の刑務所、8所の少年刑務所、7所の拘置所が設置されており、被収容者の収容及び処遇を行っている。他方、近年、被収容者数は増加傾向の一途を辿っており、限られた刑務官への過剰負担や保安事故の増加等の問題が生じている。

このため、民間事業者等の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者等の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、少なくとも試行可能な一の既設刑務所において、庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、被収容者カウンセリング、窓口受付等の施設の警備や受刑者の処遇に関わる補助事務を包括的に市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

平成 16 年 11 月 19 日

「市場化テスト(官民競争入札制度)」に関する民間提案の募集の受付状況について

規制改革・民間開放推進会議

1. 全体の状況

(1) 規制改革・民間開放推進会議では、平成 17 年度に実施する「市場化テスト(官民競争入札制度)」の試行的導入の際の対象となる事業(モデル事業)を選定することを目的として、平成 16 年 10 月 18 日から 11 月 17 日までの間に、民間事業者等の方々から「市場化テスト」の対象となる事業の提案を受け付けました。

(2) 募集の結果、75 の提案主体から、119 の提案が寄せられました。

*別紙ご参照

2. 今後のスケジュール

(1) いただいた提案は、規制改革・民間開放推進会議が事業を所管する省庁と調整を行います。調整の経過については、必要に応じて規制改革・民間開放推進会議のホームページ上で公開いたします。

(2) 調整の結果、12 月には「市場テスト」のモデル事業の対象を決定します。

<問い合わせ・連絡先>

内閣府 規制改革・民間開放推進室

< 主な提案 >

1 . ハローワーク（公共職業紹介所）関連 18 事業者、27 提案

- (例1) 公設民営型で一つのハローワーク事務所を実施
- (例2) 職業紹介事業と職業訓練事業をセットで実施
- (例3) 中高年者、若年者、管理職等に限定した職業紹介事業等を実施

2 . 社会保険関連 23 事業者、27 提案

- (例1) 公設民営方式で一つの社会保険事務所を実施
- (例2) 国民年金保険料等の徴収・適用業務を実施
- (例3) 年金相談業務、受付業務を実施
- (例4) データエントリー事務等バックオフィス業務を実施

3 . 行刑施設関連 1 事業者、1 提案

- (例) 既存の行刑施設（刑務所等）の一部運営事業を実施

4 . 統計調査関連 2 事業者、2 提案

- (例) 指定統計・承認統計に係る統計調査を実施

5 . 会計検査関連 2 事業者、4 提案

- (例) 会計検査院が実施する検査の一部を実施

6 . 施設維持管理関連 8 事業者、12 提案

- (例1) 河川、砂防、ダム等の施設管理業務を実施
- (例2) 道路の維持管理事業を実施
- (例3) 国立美術館、博物館等の整備・管理・運営事業を実施

7 . 独立行政法人の執行等業務関連 3 事業者、3 提案

- (例1) (独) 日本貿易保険の貿易保険業務を実施
- (例2) (独) 国立印刷局の刊行物に関する編集・印刷等業務を実施
- (例3) (独) 雇用・能力開発機構が実施している公共職業訓練事業等（アビリティガーデン（生涯職業能力開発促進センター））を公設民営方式で実施

8 . 中央省庁等のバックオフィス事務関連 11 事業者、13 提案

- (例1) 中央省庁の人事・給与関連事務を実施

- (例2) 公共工事発注機関における図面・文書の保管・検索事務を実施
- (例3) 物品調達に関する電子モールの開設・運用・管理事業の実施

9. その他

- (例1) 国税の徴収に関わる事務を実施
- (例2) 請負工事における監督事務の一部を実施
- (例3) 総務省行政評価局の事業の一部を実施

(注) 単一の事業者から複数の提案がなされている場合もあるため、提案例の事業者数の合計と本資料冒頭の事業者数は一致しない。